

後期高齢者医療制度のお知らせ



～令和3年度の保険料の案内～

◆7月に保険料額を個別にお知らせします。

◀保険料の計算方法▶

$$\begin{array}{rcccl} \text{均等割} & & \text{所得割} & & \text{1年間の保険料} \\ \text{【1人当たりの額】} & + & \text{【本人の所得に応じた額】} & = & \text{【限度額64万円】} \\ 52,048\text{円} & & (\text{令和2年中の所得} - \text{最大43万円}) \times 10.98\% & & (100\text{円未満切り捨て)} \end{array}$$

○1年間の保険料の上限は、令和3年度は64万円です。

○年度の途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年度の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合もあります。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

●昭和31年1月1日以前生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合	年間の均等割額
	令和3年度	
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	15,614円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	26,024円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	41,638円

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※「給与所得者等」とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減（52,048円→26,024円）となります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。